

## 山口県広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の財源確保対策の一環として、県資産に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 広告の掲載に関し、この要綱に規定する事項について、他の要綱に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 県資産 県が所有権その他の権利を有し、又は有することとなる財産、物品その他の物件をいう。

(2) 広告媒体 以下に規定する県資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 印刷物

イ WEB ページ及びメールマガジン

ウ 土地、建物、車両等の物件

エ 前各号に掲げるもののほか知事が適当と認める県資産

(3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(4) 部局等 県資産の管理、保管、取得、実施等を所管する本庁の部局若しくは課室又は出先機関をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載は、県の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ県資産の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載の対象としない。

(1) 法令等に違反するもの、又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれがあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性のあるもの（選挙に関係するものを含む。）

(5) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

(6) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 良好な景観の形成及び風致を害するおそれのあるもの

(9) 内容又は責任の所在が不明確なもの

(10) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(12) 前各号で掲げるもののほか、県資産に掲載する広告として適当でないと認められるもの

3 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(対象広告媒体の選定等)

第4条 広告掲載を行う広告媒体及びその方法は、知事が別途定める。

(広告料)

第5条 広告掲載は有料とし、広告料は広告媒体ごとに知事が別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、募集方法、選定方法、予定価格、契約条項その他広告事業の実施に関し必要な事項について、あらかじめ広告媒体ごとに、広告媒体を所管する部局長等が別途定める。

(広告主の責任)

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 前項に関する経費は、広告主の負担とする。

3 掲示物等で、設置及び撤去の費用が必要な場合、当該経費は、広告主の負担とする。ただし、別に定めがある場合は、この限りでない。

4 広告主は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、県に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

(広告掲載の取消し)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主が県の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3) 広告の申込みにあたって、虚偽の内容があったとき。

(4) 広告主の倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。

(5) 広告主が書面により、広告掲載の取下げを申し出たとき。

(6) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。

(7) 県の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

2 前1号から6号に該当したことにより、広告の撤去等が必要となったときは、その費用は広告主が負うものとする。

(広告料の還付)

第9条 既納の広告料は還付しない。ただし、知事は、広告主が広告料を納付後、広告主の責めに帰さない理由により、当該広告の掲示を行わなかった場合は、当該広告料を還付するものとする。

(審査機関)

第10条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、山口県広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関し必要な事項は、別途定める。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別途定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月10日から施行する。